

使用料・手数料の見直し結果

野洲市では、行財政改革の取組みとして、受益者負担の適正化により効率的な行政サービスを提供するため、「使用料等の見直しに関するガイドライン」で定めたルールに基づき、使用料及び手数料の見直しを行いました。

1. 使用料・手数料の見直し

公共施設の運営や証明発行等の行政サービスを提供するためには、人件費や施設等の維持管理費といった経費がかかっており、それら全ての経費を税金でまかなうと、そのサービスを利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることとなります。

このため、特定の人が行政サービスを利用し、利益を受ける場合は、使用料や手数料として応分の負担を求めることにより、行政サービスを利用しない人との負担の公平性を確保します。

また、本市ではこれまで、旧町からの合併時に「サービスは高い方に、負担は低い方に」との方針で設定された使用料や手数料が、見直しを行うことなく据え置かれてきました。現在の厳しい財政状況を鑑み、今後も適正なサービスを提供していくためには、受益者に適正な負担を求めていく必要があります。

今回の見直しにあたっては、土地購入や施設整備、重要備品等の購入といったイニシャルコストは全ての市民に利用の機会を提供するための費用として市が負担することとしますが、維持管理等に要する人件費や物件費等のランニングコストは利用者に負担いただくこととして、時間当たり単価を求め、これに利用時間数や面積、施設の性質別に設定した受益者負担割合等に乗じて、利用者に負担いただくべき価格を算出しました。

<施設の性質別負担割合>

施設の性質区分	公費負担	市民負担	施設例
日常生活に必要不可欠で、民間での提供が難しいサービスを提供する施設	100%	0%	道路、公園、図書館等
必需性又は市場性の視点から、行政が提供すべき必要性が一定認められる施設	50%	50%	コミセン、コミバス、子どもの家等
個人の意思で選択的に利用するもので、民間でも同種類別のサービスが提供されている施設	0%	100%	文化施設、スポーツ施設、諸施設会議室等

ただし、見直し後の価格が現行料金から大幅に増額となってしまうものについては、改定率の上限を150%とした激変緩和措置を設けています。

また、曜日や時間帯別に異なる料金が設定されているものについては、中央に当たる区分を基準として算出し、そこから割増又は割引の設定を行うこととします。(2区分の場合は低い方、4区分の場合は下から2番目の料金を基準とします。)

なお、改定にあたっての料金設定は、500円以上のものは100円単位、500円未満のものは減免を適用した場合に10円未満の端数が生じないように、20円単位で設定することとします。

見直しは今後も定期的に行うこととし、原則として5年毎に同様のコスト算出による見直しを行っていくものとします。

2. 使用料の減免の見直し

使用料の減免は、施設を利用する各種団体等の支援や施設の利用促進等に一定の効果을上げています。しかし、使用料及び手数料は上記の受益者負担の考え方にに基づき、既に市民の皆さまが利用しやすい低廉な金額を設定していることから、利用する方の多くが減額や免除となる制度では、利用しない方の税金で不足分を賄うこととなり、利用しない方の理解が得られません。また、減免する理由が拡大的に解釈されているほか、受益者層（施設の利用者層）の固定化やモラルハザードを招いているといった問題もあります。

したがって、今回の見直しでは、受益者負担の原則に立ち、公共施設を利用する人と利用しない人との公平性・公正性の観点から、分かりやすい統一基準に改めるとともに、減免率は100%と50%のみとし、誰から見ても必要と考えられる範囲に限定することとします。

また、現在は施設ごとに設定されている減免の範囲と対象団体については、上記の考え方に基づいて整理し、共通した取扱いとすることによって、市民にとって分かりやすい仕組みに改めます。

I 使用料の見直し

各施設の使用料について、現行料金、コスト計算による原価、原価充足率（現行料金/原価）及び改定案を示します。なお、時間帯や曜日等により使用料が異なる施設については、代表的なもの（基準条件）のみを例示しています。

1. 総合体育館

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
大アリーナ	平日・午後前半(3h)	3,000 円	20,488 円	15%	4,500 円
小アリーナ	平日・午後前半(3h)	1,000 円	5,898 円	17%	1,500 円
柔剣道場	平日・午後前半(3h)	800 円	4,054 円	20%	1,200 円
会議室	平日・午後前半(3h)	800 円	1,198 円	67%	1,200 円
控室	1 時間当たり	100 円	121 円	83%	120 円
トレーニング室 (個人利用)	大人	400 円	467 円	86%	据え置き

(2) 見直し検討結果

大半の室で原価充足率が低いことから、改定を行う。現行料金と原価が大きく乖離しているものについては、激変緩和措置の改定上限率である 150%の改定率とする。

なお、トレーニング室については、料金を改定した上で令和 2 年 7 月にリニューアルオープンして間もないため、現行どおり据え置きとする。

ただし、当該施設は今後、国スポ・障スポ開催に向けた大規模改修を予定していることから、改定の適用時期は改修の完了後とする。

2. 学校体育施設

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
小学校体育館	午前(3h)	300 円	1,202 円	25%	440 円
中学校体育館	午前(3h)	300 円	1,237 円	24%	440 円
野洲中学校柔剣道場	午前(3h)	300 円	564 円	53%	440 円
小学校運動場	午前(3h)	200 円	1,828 円	11%	300 円
中学校運動場	午前(3h)	200 円	2,705 円	7%	300 円
夜間照明(小学校運動場)	1 時間当たり	600 円	580 円	103%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低いことから、改定を行う。現行料金と原価が大きく乖離しているものについては、激変緩和措置の改定上限率である 150%の改定率とする。なお、小学校運動場の夜間照明については、現行料金で原価をほぼ充足できていることから、現行どおり据え置きとする。

3. B & G 海洋センター

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
体育館(アリーナ半面)	午前(3h)	600 円	14,330 円	4%	900 円
プール(個人利用)	大人・午前(3h)	200 円	808 円	25%	300 円
市民グラウンド(半面)	1 時間当たり	500 円	1,094 円	46%	据え置き
会議室	1 時間当たり	200 円	973 円	21%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低いことから、改定を行う。現行料金と原価が大きく乖離しているものについては、激変緩和措置の改定上限率である 150%の改定率とする。

なお、市民グラウンドと会議室については、改定した場合、同種施設の類似室（市民グラウンド：河川公園の多目的運動場。会議室：総合体育館の控室、河川公園の会議室）との乖離が大きくなることから、現行どおり据え置きとする。

4. 野洲川河川公園

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
野球場	平日・市内・午前(3.5h)	600 円	4,134 円	15%	900 円
多目的運動場	平日・市内・午前(3.5h)	500 円	1,541 円	32%	700 円
陸上競技場 (貸切使用)	平日・市内・午前(3.5h)	700 円	6,729 円	10%	1,000 円
陸上競技場 (個人使用)	平日・市内・午前(3.5h)	70 円	673 円	10%	100 円
ゲートボール場	平日・市内・午前(3.5h)	300 円	317 円	88%	据え置き
グラウンドゴルフ場	平日・市内・大人	200 円	347 円	58%	300 円
テニスコート (真砂土)	平日・市内 2 時間当たり	300 円	148 円	202%	据え置き
テニスコート (人工芝)	平日・市内 2 時間当たり	800 円	1,050 円	76%	1,000 円
会議室	市内・午前(3.5h)	300 円	10 円	3,000%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低いことから、改定を行う。現行料金と原価が大きく乖離しているものについては、激変緩和措置の改定上限率である 150%の改定率とする。

会議室については、同種施設（総合体育館・B&G 海洋センター）の類似室との均衡を図るため、現行どおり据え置きとする。

5. 蓮池の里多目的公園

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
グラウンドゴルフ場	平日・市内・大人	200円	1,001円	20%	設定なし

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低い状態となっており改定を行うべきだが、当該施設は廃棄物最終処分場の暫定利用として、地元要望対応とイメージ向上を目的として設置したものである。本来使用料を徴収する目的の施設ではないことに加え、維持管理コストが軽減※できるとともに、施設の利用促進にも繋がり、行財政改革の観点からも合理的と考えられることから、使用料の設定を取りやめる。

※廃止によるコスト削減効果（令和元年度実績）

維持管理費用の削減額	1,707千円
使用料収入	△811千円
差し引き削減効果額	896千円

6. なかよし交流館

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
アリーナ(貸切)	1時間当たり	1,000円	3,182円	31%	1,500円
会議室兼サウンドテーブル テニス室(貸切)	1時間当たり	400円	3,182円	13%	600円
個人利用	1回当たり	300円	1,591円	19%	440円

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低いことから、改定を行う。現行料金と原価が大きく乖離しているものについては、激変緩和措置の改定上限率である150%の改定率とする。

7. シライシアター野洲（野洲文化ホール）

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
大ホール	平日・午後(4h)	30,000円	42,756円	70%	据え置き
小ホール	平日・午後(4h)	5,000円	5,908円	85%	据え置き
楽屋事務所	平日・午後(4h)	600円	564円	106%	据え置き
主催者控室	平日・午後(4h)	600円	512円	117%	据え置き
楽屋A	平日・午後(4h)	600円	833円	72%	据え置き
楽屋B	平日・午後(4h)	700円	3,529円	20%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低く、改定を行うべきところだが、当該施設は老朽化が進行しており、値上げに当たっては一定の施設改修を実施しなければ利用者の理解を得ることは困難と考える。ついては、文化施設の集約に係る方針を決定し、当該施設の改修が実施された場合に改定することとし、当面は現行どおり据え置きとする。

8. 文化小劇場

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
ホール	平日・午後(4h)	6,000円	18,093円	33%	据え置き
楽屋	平日・午後(4h)	600円	1,880円	32%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低く、改定を行うべきところだが、当該施設は老朽化が進行しており、値上げに当たっては一定の施設改修を実施しなければ利用者の理解を得ることは困難と考える。ついては、文化施設の集約に係る方針を決定し、当該施設の改修が実施された場合に改定することとし、当面は現行どおり据え置きとする。

9. さざなみホール

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
ホール	午前(3h)	9,000円	9,149円	98%	据え置き
楽屋	午前(3h)	500円	1,835円	27%	据え置き
ホワイエ	午前(3h)	2,200円	3,191円	69%	据え置き
和室、研修室、調理室、小会議室	1時間当たり	360円	221円	163%	据え置き
多目的ホール、大会議室	1時間当たり	720円	659円	109%	据え置き

(2) 見直し検討結果

ホールについてはほぼ原価を充足できているため、現行どおり据え置きとする。他の室については、値上げと値下げが混在しているため、ホールを含めて全体で据え置きとする。

10. コミュニティセンター

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
大ホール	平日・午後(3.5h)	3,000円	2,636円	114%	2,700円
学習室、調理室、和室、研修室等	平日・午後(3.5h)	700円	461円	152%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率が 100%を超えていることから、値下げを行う。ただし、大ホール以外の各室については、同種施設（野洲図書館）の類似室との均衡を図るため、現行どおり据え置きとする。

なお、現在は減免制度により市内団体等の利用を促進しているが、今回の見直しでは減免の対象範囲を限定する見直しも行うことから、市外の団体等や営利目的の利用に対して加算制度を設けることで、市内団体等への配慮を行う。

11. 野洲図書館

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
ホール	午前(2h)	1,000円	3,443円	29%	1,500円
会議室	午前(2h)	300円	702円	43%	400円
スタジオ	午前(2h)	300円	284円	106%	据え置き
工房室	午前(2h)	設定なし	418円	0%	400円

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低いことから、改定を行う。なお、工房室についてはこれまで料金設定がなかったが、他の室と同様に設定して使用料を徴収することに改めることとする。また、会議室は類似の工房室との均衡を図り、同額とする。

12. 野洲クリーンセンター

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
研修室1	午後(4h)	2,000円	1,384円	145%	1,500円
研修室2・会議室	午後(4h)	600円	760円	79%	700円

(2) 見直し検討結果

研修室1については原価充足率が 100%を超えていることから、値下げを行う。研修室2及び会議室については、原価充足率が低いことから、値上げすることとし、同種施設の類似室（コミュニティセンター学習室等）との均衡を図る。

13. 田園空間センター

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
テラス	1日当たり	500円	4,338円	27%	700円
映像展示室	1時間当たり	設定なし	969円	0%	200円

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低いことから、改定を行う。また、映像展示室はこれまで料金設定がなされていないが、適正な負担を求めることとし、守山市との協議調整を図ったうえで見直しを行う。

14. 歴史民俗博物館

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
入館料	大人	200 円	3,753 円	5%	300 円
研修室	午前(3h)	2,500 円	1,982 円	126%	据え置き

(2) 見直し検討結果

入館料については、原価充足率が低いため改定を行う。研修室については、同種施設の類似室（図書館ホール等）との均衡を図り、現行どおり据え置きとする。

15. コミュニティバス（おのりやす）

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
大人	1 回当たり	200 円	312 円	64%	据え置き

(2) 見直し検討結果

当該バスは、公共交通空白地を運行するものであり、全ての居住区域をカバーするようなコース設定となっていることから、距離や時間により料金を設定することが困難である。また、国交省のマニュアルにより、近隣の同種事業の料金を参考に定めることができるとされており、近隣市では 200 円に設定されていることから、料金は現行通り据え置きとする。

16. 通園・通学バス

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
通園バス	1 ヶ月当たり	450 円	4,985 円	9%	600 円
通学バス	1 ヶ月当たり	450 円	4,846 円	9%	600 円

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低く、現行料金と原価が大きく乖離しているため、激変緩和措置の改定上限率である 150%の改定率とする。

※（参考）コミュニティバス小学生料金 100 円/回、定期券 2,500 円/月

17. 市民農園

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
市民	年額	10,000円	82,615円	12%	12,000円

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低いことから、改定を行う。

18. さくら墓園

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
管理料	一般・年額	6,000円	5,990円	100%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価を充足できているため、現行どおり据え置きとする。

19. 漁港使用料・占用料

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
使用料	漁船	前年水揚げ額の5%	—	—	据え置き
使用料	その他の船舶	総トン数1トンにつき5円	—	—	据え置き
占用料	組合の工作物	1㎡1年当たり100円	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

当該料金については、利用者に負担いただくコストの算出が困難であることから、近隣自治体との比較により適正性の確認を行った結果、他自治体と同額であったことから、現行どおり据え置きとする。

20. 市営住宅駐車場

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
1区画	1月当たり	3,000円	2,429円	124%	据え置き

(2) 見直し検討結果

市営住宅各団地の原価を算出したが、現行料金と大きな乖離はなかったため、現行どおり据え置きとする。

21. 行政財産・普通財産

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
行政財産 使用料	土地・建物 1年当たり	固定資産税評価額等の5%	—	—	据え置き
普通財産 貸付料	土地・1年当たり 建物・1年当たり	固定資産税評価額等の5%	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

近隣市及び滋賀県と比較して大きな差はないことから、現行どおり据え置きとするが、普通財産のうち、建物の貸付料については、近隣市の水準に合わせて引き上げるとともに、経過年数に応じて毎年逡減する算定方法の見直しを行う。

22. 準用河川

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
流水	1年当たり	4,900円	—	—	据え置き
土地	店舗 1㎡1年当たり	1,300円	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

当該料金については、利用者に負担いただくコストの算出が困難であることから、近隣自治体との比較により適正性の確認を行った結果、他自治体と同額であったことから、現行どおり据え置きとする。

23. 保育所

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
保育料(3歳未満)	市民税所得割課税額 77,100円以上 97,000未満	24,000円	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

保育料については、国基準(30,000円)に対して各自治体で軽減を行っているが、本市の料金は近隣自治体と比較して低額となっている。

しかし、満3歳以上の保育料が無償化される等、国を挙げて少子化対策が進められている状況を受け、本市においても子育て世帯を支援するため、3歳未満の保育料については、現行どおり据え置きとする。

24. 預かり保育

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
預かり保育料 (保育の必要性の認定なし)	1日当たり	440円	446円	99%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価を充足できているため、現行どおり据え置きとする。

25. 延長保育

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
延長保育料 (1日当たり)	7:30~8:30 及び 16:30~18:30	100円	—	—	据え置き
	18:30~19:00	100円	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

近隣自治体と同水準であるため、現行どおり据え置きとする。

26. 学童保育

(1) 原価計算及び改定案

区分	基準条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
通年保育	—	10,000円	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

学童保育料については、過去からの経緯を踏まえ、「野州市こどもの家持続ある運営を考える委員会」において、保護者負担と市税負担を折半するルールとしており、定期的に負担割合を確認し、概ね折半できていることから、現行どおり据え置きとする。

27. その他

● 人権センター

市内の団体等が人権に関する教育、啓発、学習等により地域交流を図ることを目的に利用するときは100%減免としているが、団体利用の減免基準に照らして見直しを行う。

● 市民交流センター

市内の保健福祉関係団体又は社会教育関係団体が利用するときは100%減免としているが、団体利用の減免基準に照らして見直しを行う。

Ⅱ 手数料の見直し

各手続き等に係る手数料について、現行料金、コスト計算による原価、原価充足率（現行料金/原価）及び改定案を示します。なお、条件等により額が異なる手数料については、代表的なもののみを例示しています。

1. 謄写交付手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
白黒A3以下	1枚当たり	10円	324円	3%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率は低くなっているが、市場価格とかけ離れた料金設定はできないことから、現行どおり据え置きとする。

2. 督促手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
市税	—	100円	392円	26%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率は低くなっているが、令和元年度途中から督促状作成はアウトソーシングしており、大幅な業務の効率化が図られている。また、おうみ自治体クラウド協議会において共同発注しているため、手数料の改定に当たっては協議会の加入市と調整し、均衡を図る必要があることから、現行どおり据え置きとする。

3. 証明書発行手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
戸籍・住民票・印鑑・税等各種証明書発行手数料（現行300円のもの）	窓口交付	300円	1,166円	26%	350円
戸籍・住民票・印鑑・税等各種証明書発行手数料	コンビニ交付	200円 350円	528円	38%	据え置き
その他の証明書発行手数料	窓口交付のみ	350円～ 1,400円	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

証明書の窓口交付手数料については、原価充足率が低くなっているため改定を行うが、コンビニ交付手数料については、国を挙げてマイナンバーの普及促進に取り組んでいるところであり、コンビニ交付を促進することで市民の利便性向上を図るため、現行どおり据え置くこととする。

また、その他の証明書発行手数料については、近隣自治体と同額の設定となっており、均衡を図る必要があることから、現行どおり据え置くこととする。

4. 犬の登録等手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
犬の登録	—	3,000円	426円	704%	据え置き
狂犬病予防済票の交付	—	550円	426円	129%	据え置き
犬の鑑札の再交付	—	1,600円	426円	376%	据え置き
狂犬病予防済票の再交付	—	340円	426円	80%	据え置き

(2) 見直し検討結果

当該手数料については、県内の市町で統一した料金となっている。改定に当たっては県内全市町との調整が必要となり、本市のみの改定は困難であることから、現行どおり据え置きとする。

5. し尿収集・処理手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
し尿	18ℓ当たり	237円	3,240円	7%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低くなっているものの、近隣市と同額であるため、現行どおり据え置きとする。ただし、市が指定する日以外に収集する場合には割り増し単価を設定することを検討する。

6. 一般廃棄物処理業申請手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
申請手数料	—	10,000円	2,549円	392%	据え置き
再交付手数料	—	3,000円	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

申請手数料については、原価充足率が高いが、現行料金は近隣市とほぼ同額であることから、現行どおり据え置きとする。再交付手数料については、交付実績がなく、原価算出ができないが、近隣市とほぼ同額であることから、現行どおり据え置きとする。

7. 浄化槽清掃業申請手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
申請手数料	—	10,000円	1,275円	784%	据え置き
再交付手数料	—	3,000円	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

申請手数料については、原価充足率が高いが、料金が近隣市とほぼ同額であることから、現行どおり据え置きとする。再交付手数料については、交付実績がなく、原価算出ができないが、近隣市とほぼ同額であることから、現行どおり据え置きとする。

8. 砂利採取手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
認可申請手数料	—	33,900円	—	—	据え置き
変更認可手数料	—	15,000円	—	—	据え置き

(2) 見直し検討結果

当該手数料については、県条例に準拠して定めており、県の改定に合わせて見直し済みであることから、現行どおり据え置きとする。

9. 都市計画法関係手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
証明手数料	—	3,500円	—	—	4,100円
優良宅地造成認定手数料	造成認定 0.1ha未滿	86,000円	—	—	82,000円
開発許可申請手数料	自己居住用・ 0.1ha未滿	7,900円	—	—	8,200円

(2) 見直し検討結果

当該手数料については、県条例に準拠して定めているが、県の条例が改定されていることから、これに合わせて見直しを行う。

10. 屋外広告物許可手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
証明手数料	1㎡未満	440円	869円	51%	据え置き

(2) 見直し検討結果

当該手数料については県条例に準拠して定めており、県の条例が改定された際に見直しを行うこととし、現行どおり据え置きとする。

11. 美術展覧会作品出品料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
出品料	—	600円	1,758円	34%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価充足率が低いが、現行料金は他自治体と同水準であり、値上げすれば賞金等の出る他自治体の美術展へ出品者が流出してしまう恐れがあるため、現行どおり据え置きとし、運営コストの低減に努めることとする。

12. 北村季吟顕彰記念事業投句料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
投句料	—	1,000円	659円	152%	据え置き

(2) 見直し検討結果

原価を充足できていることから、現行どおり据え置きとする。

13. 一般廃棄物収集及び処理手数料・一般廃棄物搬入手数料

(1) 原価計算及び改定案

区分	条件	現行料金	原価	原価充足率	改定案
ごみ収集処理手数料	可燃ごみ	48円/1袋	267円/1袋	18.0%	据え置き
クリーンセンター 直接搬入手数料	家庭系 可燃ごみ	100円 /10kg	380円 /10kg	26.3%	120円/10kg までごとに
最終処分場 直接搬入手数料	土砂瓦礫	130円 /10kg	664円 /10kg	19.6%	190円/10kg までごとに

(2) 見直し検討結果

審議会での答申を踏まえ、ごみ収集処理手数料は現行どおり据え置くこととするが、クリーンセンター及び最終処分場のごみ搬入手数料については、見直しを行う。